



# 鳥取県公報

令和2年5月12日（火）  
第9199号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	年金たる補償及び休業補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額の一部改正 (279) (職員支援課) . . . . . 2
	介護補償として支給する金額の一部改正 (280) (〃) . . . . . 2
	県統計調査の実施 (281) (人権・同和対策課) . . . . . 4
	指定自立支援医療機関の指定 (282) (障がい福祉課) . . . . . 4
	指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画の策定 (283) (緑豊かな自然課) . . . . . 5
	物品売払代金の徴収事務の委託 (284) (畜産試験場) . . . . . 5
	指定居宅サービス事業の廃止の届出 (285) (西部総合事務所福祉保健局) . . . . . 5
	指定介護予防サービス事業の廃止の届出 (286) (〃) . . . . . 5
◇ 選管告示	選挙管理委員会の招集 (8) . . . . . 6
◇ 公 告	警備業法に基づく検定の実施 (2件) (警察本部生活安全企画課) . . . . . 6
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (4件) (庶務集中課) . . . . . 9

# 告 示

## 鳥取県告示第279号

平成5年鳥取県告示第400号(年金たる補償及び休業補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額について)の一部を次のように改正する。

令和2年5月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
年齢階層	補償基礎額の 最低限度額	補償基礎額の 最高限度額	年齢階層	補償基礎額の 最低限度額	補償基礎額の 最高限度額
20歳未満	<u>4,981円</u>	<u>13,342円</u>	20歳未満	<u>4,900円</u>	<u>13,285円</u>
20歳以上25歳未満	<u>5,543円</u>	<u>13,342円</u>	20歳以上25歳未満	<u>5,484円</u>	<u>13,285円</u>
25歳以上30歳未満	<u>6,051円</u>	<u>14,157円</u>	25歳以上30歳未満	<u>6,010円</u>	<u>14,249円</u>
30歳以上35歳未満	<u>6,475円</u>	<u>17,104円</u>	30歳以上35歳未満	<u>6,389円</u>	<u>17,285円</u>
35歳以上40歳未満	<u>6,783円</u>	<u>19,320円</u>	35歳以上40歳未満	<u>6,760円</u>	<u>19,052円</u>
40歳以上45歳未満	<u>7,031円</u>	<u>21,235円</u>	40歳以上45歳未満	<u>7,042円</u>	<u>21,399円</u>
45歳以上50歳未満	<u>7,086円</u>	<u>23,266円</u>	45歳以上50歳未満	<u>7,086円</u>	<u>23,304円</u>
50歳以上55歳未満	<u>6,995円</u>	<u>25,503円</u>	50歳以上55歳未満	<u>6,913円</u>	<u>25,232円</u>
55歳以上60歳未満	<u>6,543円</u>	<u>25,515円</u>	55歳以上60歳未満	<u>6,424円</u>	<u>24,797円</u>
60歳以上65歳未満	<u>5,315円</u>	<u>20,511円</u>	60歳以上65歳未満	<u>5,221円</u>	<u>19,769円</u>
65歳以上70歳未満	<u>3,970円</u>	<u>14,980円</u>	65歳以上70歳未満	<u>3,960円</u>	<u>14,997円</u>
70歳以上	<u>3,970円</u>	<u>13,342円</u>	70歳以上	<u>3,960円</u>	<u>13,285円</u>

### 附 則

- 1 この告示は、令和2年5月12日から施行する。
- 2 改正後の規定は、令和2年5月12日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

## 鳥取県告示第280号

平成8年鳥取県告示第423号(介護補償として支給する金額について)の一部を次のように改正する。

令和2年5月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金額	介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金額
常時介護を要する状態	1 一の月に介護を要する費用を支出して介護を受けた	その月における介護に要する費用として支出された費用の額	常時介護を要する状態	1 一の月に介護を要する費用を支出して介護を受けた	その月における介護に要する費用として支出された費用の額

	<p>日があるとき (次項に掲げ る場合を除 く。)</p>	<p>(その額が <u>166,950円</u>を超 えるときは、 <u>166,950円</u>)</p>		<p>日があるとき (次項に掲げ る場合を除 く。)</p>	<p>(その額が <u>165,150円</u>を超 えるときは、 <u>165,150円</u>)</p>
	<p>2 一の月に親 族又はこれに 準ずる者によ る介護を受け た日がある場 合にあっては、 当該介護に要 する費用とし て支出された 額が<u>72,990円</u> 以下である時 に限る。)</p>	<p>月額 <u>72,990円</u> (新たに介護補 償を支給すべ き事由が生じた 月において、介 護に要する費用 として支出され た額)</p>		<p>2 一の月に親 族又はこれに 準ずる者によ る介護を受け た日がある場 合にあっては、 当該介護に要 する費用とし て支出された 額が<u>70,790円</u> 以下である時 に限る。)</p>	<p>月額 <u>70,790円</u> (新たに介護補 償を支給すべ き事由が生じた 月において、介 護に要する費用 として支出され た額)</p>
<p>随時介護を要する 状態</p>	<p>1 一の月に介 護を要する費 用を支出して 介護を受けた 日があるとき (次項に掲げ る場合を除 く。)</p>	<p>その月における 介護に要する費 用として支出さ れた費用の額 (その額が <u>83,480円</u>を超 えるときは、 <u>83,480円</u>)</p>	<p>随時介護を要する 状態</p>	<p>1 一の月に介 護を要する費 用を支出して 介護を受けた 日があるとき (次項に掲げ る場合を除 く。)</p>	<p>その月における 介護に要する費 用として支出さ れた費用の額 (その額が <u>82,580円</u>を超 えるときは、 <u>82,580円</u>)</p>
	<p>2 一の月に親 族又はこれに 準ずる者によ る介護を受け た日がある場 合にあっては、 当該介護に要 する費用とし て支出された 額が</p>	<p>月額 <u>36,500円</u> (新たに介護補 償を支給すべ き事由が生じた 月において、介 護に要する費用 として支出され た額)</p>		<p>2 一の月に親 族又はこれに 準ずる者によ る介護を受け た日がある場 合にあっては、 当該介護に要 する費用とし て支出された 額が</p>	<p>月額 <u>35,400円</u> (新たに介護補 償を支給すべ き事由が生じた 月において、介 護に要する費用 として支出され た額)</p>

<p>36,500円以下 であるとき に限る。)</p>	<p>35,400円以下 であるとき に限る。)</p>
--------------------------------------	--------------------------------------

附 則

- 1 この告示は、令和2年5月12日から施行する。
- 2 改正後の規定は、令和2年5月12日以後の期間に係る介護補償として支給する金額について適用し、同日前の期間に係る介護補償として支給する金額については、なお従前の例による。

鳥取県告示第281号

鳥取県統計調査条例（昭和25年鳥取県条例第7号）に基づく県統計調査の実施について、鳥取県統計調査条例施行規則（平成12年鳥取県規則第20号）第3条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和2年5月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調査の名称  
鳥取県人権意識調査
- 2 調査の目的  
人権に対する県民意識の変化、新たな人権問題に関する県民の認識等について把握し、「鳥取県人権施策基本方針」の改訂に活かすとともに、教育・啓発活動など、具体的な人権施策の基礎資料とする。
- 3 調査対象の範囲  
令和2年4月1日現在で16歳以上の県内に在住する者
- 4 報告を求める事項及びその基準となる期日
  - (1) 報告を求める事項
    - ア 人権全般に関する状況
    - イ 教育・啓発活動に関する状況
    - ウ 自由記述
  - (2) その基準となる期日  
調査票の記入日
- 5 報告を求める者  
住民基本台帳から無作為に抽出した3,000人
- 6 報告を求めるために用いる方法  
調査対象者に対して調査票を郵送し、調査票を鳥取県に返送させる方法で行う。
- 7 報告を求める期間  
令和2年5月中旬から同年7月10日まで
- 8 調査票情報の保存期間  
5年間
- 9 結果の公表方法  
鳥取県のホームページで公表する。

鳥取県告示第282号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定に基づき、指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

令和2年5月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

開設者の氏名又は名称	開設者の住所	指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	自立支援医療の種類	指定年月日
有限会社大村薬局	鳥取市片原三丁目201	訪問看護ステーションかけはし	鳥取市叶町一丁目1-6-12	精神通院医療	令和2年5月1日
有限会社ワイノット	鳥取市桂木245-25	ビュートゾルフたいよう訪問看護ステーション	鳥取市桂木245-25	〃	〃
前岡 幸憲	鳥取市国府町麻生91	とつとの杜 こどもハビリテーションクリニック	鳥取市国府町麻生91-3	〃	〃

鳥取県告示第283号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第14条の2第1項の規定に基づき、指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画を次のとおり定めたので、同条第4項において準用する同法第4条第5項の規定により告示する。

（「次のとおり」は、省略し、計画書を鳥取県生活環境部緑豊かな自然課、中部総合事務所生活環境局生活安全課及び西部総合事務所生活環境局生活安全課に備え置いて一般の縦覧に供する。）

令和2年5月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第284号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、畜産試験場における物品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和2年5月12日

鳥取県畜産試験場長 安 藤 功

1 委託の相手

鳥取県家畜改良協会

2 委託期間

令和2年3月17日から令和3年3月31日まで

鳥取県告示第285号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

令和2年5月12日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
山本 賀寿恵	薬局山本	米子市河岡582-2	令和2年4月30日	令和2年3月1日	居宅療養管理指導
医療法人倉元内科医院	倉元内科医院	境港市外江町1733-1	令和2年4月24日	令和2年3月31日	〃

鳥取県告示第286号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告

示する。

令和2年5月12日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事 業所の名称	指定に係る事 業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種 類
山本 賀寿恵	薬局山本	米子市河岡582 - 2	令和2年4月30日	令和2年3月1日	介護予防居宅 療養管理指導
医療法人倉元 内科医院	倉元内科医院	境港市外江町 1733- 1	令和2年4月24日	令和2年3月31日	〃

## 選挙管理委員会告示

### 鳥取県選挙管理委員会告示第8号

令和2年第5回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和2年5月12日

鳥取県選挙管理委員会委員長 大 口 久 志

- 日時 令和2年5月20日（水） 午後2時
- 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室
- 議題
  - 不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定について
  - その他

## 公 告

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定に基づき、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第4条に規定する検定を次のとおり実施する。

令和2年5月12日

鳥取県公安委員会委員長 小 谷 文 夫

- 検定に係る警備業務の種別及び級  
交通誘導警備業務 1級
- 実施日時
  - 学科試験  
令和2年7月29日（水）午前9時30分から午前11時まで
  - 実技試験  
令和2年8月29日（土）午前9時30分から午後5時まで
- 実施場所
  - 学科試験  
鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎9階第20会議室
  - 実技試験  
鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部
- 受検定員  
10名
- 検定の内容
  - 学科試験  
ア 警備業務に関する基本的な事項

- イ 法令に関すること。
  - ウ 車両等の誘導に関すること。
  - エ 交通誘導警備業務の管理に関すること。
  - オ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- (2) 実技試験
- ア 車両等の誘導に関すること。
  - イ 交通誘導警備業務の管理に関すること。
  - ウ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 6 受検資格
- 県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものであって、次のいずれかに該当するものであること。
- (1) 交通誘導警備業務について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、交通誘導警備業務に従事した期間が1年以上であるもの
  - (2) 鳥取県公安委員会が前号に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者
- 7 検定申請書の受付期間
- 令和2年6月29日(月)から同年7月3日(金)までの日の午前8時30分から午後5時15分まで
- 8 検定申請書の提出先等
- 次の警察署に提出すること(持参以外の方法による検定申請書の提出は、認めない。)
- なお、検定申請の受付は、先着順とし、受検定員に達した場合は受付期間の途中であっても締め切る。
- (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署
  - (2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署
- 9 検定申請書の提出部数等
- 検定申請書は1通とし、次に掲げる書類を添付すること。
- (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面
  - (2) 県外に住所を有する警備員で、その者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所に属することを疎明する書面
  - (3) 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 2葉
  - (4) 6の(1)に該当する者は、そのことを疎明する書面
  - (5) 6の(2)に該当する者は、1級検定受検資格認定書の写し
- 10 検定手数料及び納付方法
- 検定手数料は、14,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。
- 11 その他
- (1) 実技試験は、学科試験合格者に対してのみ実施する。
  - (2) 受検者は、受検票、筆記用具及び警笛を持参すること。
  - (3) この検定についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話0857-23-0110(代))にすること。

---

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条第1項の規定に基づき、警備員等の検定等に関する規則(平成17年国  
家公安委員会規則第20号)第4条に規定する検定を次のとおり実施する。

令和2年5月12日

鳥取県公安委員会委員長 小 谷 文 夫

- 1 検定に係る警備業務の種別及び級  
交通誘導警備業務 2級
- 2 実施日時
  - (1) 学科試験  
令和2年7月29日(水)午前9時30分から午前11時まで
  - (2) 実技試験  
令和2年8月30日(日)午前9時30分から午後5時まで
- 3 実施場所
  - (1) 学科試験  
鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎9階第20会議室
  - (2) 実技試験  
鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部
- 4 受検定員  
10名
- 5 検定の内容
  - (1) 学科試験
    - ア 警備業務に関する基本的な事項
    - イ 法令に関すること。
    - ウ 車両等の誘導に関すること。
    - エ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
  - (2) 実技試験
    - ア 車両等の誘導に関すること。
    - イ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 6 受検資格  
県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものであること。
- 7 検定申請書の受付期間  
令和2年6月29日(月)から同年7月3日(金)までの日の午前8時30分から午後5時15分まで
- 8 検定申請書の提出先等  
次の警察署に提出すること(持参以外の方法による検定申請書の提出は、認めない。)  
なお、検定申請の受付は、先着順とし、受検定員に達した場合は受付期間の途中であっても締め切る。
  - (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署
  - (2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署
- 9 検定申請書の提出部数等  
検定申請書は1通とし、次に掲げる書類を添付すること。
  - (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所を疎明する書面
  - (2) 県外に住所を有する警備員で、その者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所に属することを疎明する書面
  - (3) 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)2葉
- 10 検定手数料及び納付方法  
検定手数料は、14,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄に貼



り付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

#### 11 その他

- (1) 実技試験は、学科試験合格者に対してのみ実施する。
- (2) 受検者は、受検票、筆記用具及び警笛を持参すること。
- (3) この検定についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110（代））にすること。

## 調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和2年5月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 1 調達内容

##### (1) 借入物品の名称

東部（本庁）地区納入分 複合機（カラー、中速機）

なお、括弧内の「カラー、中速機」の用語は複合機の処理能力を表すものとし、詳細は入札説明書による。

##### (2) 借入物品の仕様及び数量

入札説明書による。

##### (3) 借入期間

令和2年10月1日から令和6年9月30日までとする。ただし、令和3年度以降において、本件調達公告に示した借入物品に係る予算が減額され、又は成立しなかった場合には、本件調達に係る契約の全部又は一部を解除できるものとする。

なお、令和6年9月については、次回更新する複合機の搬入搬出の作業に伴い、期間満了まで設置しない場合がある。

##### (4) 納入期限

入札説明書による。

##### (5) 納入場所

入札説明書による。

##### (6) 入札方法等

本件入札は、鳥取県物品電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札又は紙入札により行うものであること。

入札者は、入札説明書に示す方法に従って計算した本件調達公告に示した借入物品の年間賃借料及び年間保守料の合計額（消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）から入札見積金額に110分の10を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する金額とする。）を電子入札書に入力し、又は入札書に記載すること。

なお、この契約は、賃貸借にあつては1台1月当たりの単価、保守業務にあつては複写片面1枚当たりの単価による単価契約とする。このため落札金額が契約金額とならないので注意すること。

#### 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成30年鳥取県告示第519号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有す

るとともに、その業種区分が事務用機器の複写機・印刷機に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和2年5月19日（火）正午までに4の（3）の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の（3）の場所に必ず連絡すること。

- （3） 本件調達公告の日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- （4） 本件調達公告の日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- （5） 本件調達公告に示した借入物品（令和2年5月12日以降に取得するものを含む。）を自社で所有し、納入期限までに納入場所に納入できる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

### 3 契約担当部局

鳥取県総務部総合事務センター庶務集中課

### 4 入札手続等

#### （1） 入札の手続に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課契約担当

電話 0857-26-7431

電子メール b\_denshichoutatsu@pref.tottori.lg.jp

#### （2） 仕様に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター庶務集中課集中化業務担当

#### （3） 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

#### （4） 入札説明書等の交付方法

入札説明書その他資料は、令和2年5月12日（火）午前11時から同年6月11日（木）正午までの間にインターネットのホームページ（物品電子調達ウェブサイト（<https://www.pref.tottori.lg.jp/denshichotatsu/>））から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

##### ア 交付期間及び交付時間

令和2年5月12日（火）から同年6月11日（木）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

##### イ 交付場所

（1）に同じ。

#### （5） 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、（1）の場所に送付すること。

#### （6） 入札及び開札の日時及び場所

## ア 入札日時

令和2年6月23日（火）から同月30日（火）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後6時までとする。ただし、入札の開始日は午前11時からとし、最終日は正午までとする。

なお、郵便等による入札書の受領期限は、同月29日（月）午後5時までとする。

## イ 開札日時

令和2年6月30日（火）午後1時以降

## ウ 場所

（1）に同じ。

## 5 入札参加者に要求される事項

（1） 電子入札による場合は、電子調達システムの操作マニュアル記載の方法によること。

（2） 紙入札による場合は、入札書を「入札書」と明記した封筒（以下「封筒」という。）に入れ、密封して提出しなければならない。この際、仕様（入札・見積）内訳書を同封すること。

なお、封筒には必ず件名及び入札者名を記載すること。

（3） 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す機種承認を受けるための資料を4の（2）の場所に令和2年5月28日（木）午後5時までに提出すること。

（4） 本件入札に参加を希望する者は、（3）の機種承認を受けた後、入札説明書で示す事前提出物を4の（1）の場所に令和2年6月11日（木）正午までに、次に示すところにより提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札を希望する者にあつては、電子調達システムで提出すること。ただし、添付ファイルの容量等により全ての書類を電子調達システムで提出できない場合においては、入札説明書で指定するものを除き、郵便等又は持参の方法により4の（1）の場所に、期限内に提出することができる。

イ 紙入札を希望する者にあつては、郵便等又は持参の方法により4の（1）の場所に提出すること。

（5） 入札参加者は、（3）及び（4）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

## 6 入札保証金及び契約保証金

## （1） 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として電子入札書に入力又は入札書に記載する金額の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## （2） 契約保証金

落札者は、契約保証金として入札見積金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 7 その他

## （1） 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

## （2） 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件調達公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

## （3） 契約書作成の要否

要

## （4） 落札者の決定方法

本件調達公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) 電子証明書

本件入札における電子入札に参加するためには、5の(4)の書類を提出するときに電子証明書が必要となること。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature of the products to be leased: Lease and maintenance work for the integrated multifunction middle speed color copy machines in the Tottori Prefectural Head Office

(2) June 11, 2020 noon: Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) June 30, 2020 noon: Time-limit for submission of tenders

(June 29, 2020 5:00 PM: Time-limit for submission of tenders by registered mail)

(4) Contact point for the procurement notice: Contracting Office, Contracts and Supplies Division, Accounting Office, General Affairs Department, Tottori Prefectural Government, 1-220 Higashi-machi, Tottori-shi, 680-8570, Japan

-----  
一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和2年5月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 借入物品の名称

東部（本庁）地区納入分 複合機（白黒、高速機）

なお、括弧内の「白黒、高速機」の用語は複合機の処理能力を表すものとし、詳細は入札説明書による。

(2) 借入物品の仕様及び数量

入札説明書による。

(3) 借入期間

令和2年10月1日から令和6年9月30日までとする。ただし、令和3年度以降において、本件調達公告に示した借入物品に係る予算が減額され、又は成立しなかった場合には、本件調達に係る契約の全部又は一部を解除できるものとする。

なお、令和6年9月については、次回更新する複合機の搬入搬出の作業に伴い、期間満了まで設置しない場合がある。

(4) 納入期限

入札説明書による。

(5) 納入場所

入札説明書による。

(6) 入札方法等

本件入札は、鳥取県物品電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札又は紙入札により行うものであること。

入札者は、入札説明書に示す方法に従って計算した本件調達公告に示した借入物品の年間賃借料及び年間保守料の合計額（消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつ

た金額（以下「入札見積金額」という。）から入札見積金額に110分の10を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する金額とする。）を電子入札書に入力し、又は入札書に記載すること。

なお、この契約は、賃貸借にあつては1台1月当たりの単価、保守業務にあつては複写片面1枚当たりの単価による単価契約とする。このため落札金額が契約金額とならないので注意すること。

## 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成30年鳥取県告示第519号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が事務用機器の複写機・印刷機に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であつて、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和2年5月19日（火）正午までに4の(3)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(3)の場所に必ず連絡すること。
- (3) 本件調達公告の日から開札日（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 本件調達公告の日から開札日（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) 本件調達公告に示した借入物品（令和2年5月12日以降に取得するものを含む。）を自社で所有し、納入期限までに納入場所に納入できる者であつて、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

## 3 契約担当部局

鳥取県総務部総合事務センター庶務集中課

## 4 入札手続等

- (1) 入札の手続に関する問合せ先  
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220  
鳥取県総務部総合事務センター物品契約課契約担当  
電話 0857-26-7431  
電子メール b\_denshichoutatsu@pref.tottori.lg.jp
- (2) 仕様に関する問合せ先  
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220  
鳥取県総務部総合事務センター庶務集中課集中化業務担当
- (3) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先  
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220  
鳥取県総務部総合事務センター物品契約課  
電話 0857-26-7431
- (4) 入札説明書等の交付方法  
入札説明書その他資料は、令和2年5月12日（火）午前11時から同年6月11日（木）正午までの間にインターネットのホームページ（物品電子調達ウェブサイト（<https://www.pref.tottori.lg.jp/denshichotatsu/>））から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。  
ア 交付期間及び交付時間

令和2年5月12日（火）から同年6月11日（木）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

イ 交付場所

（1）に同じ。

（5）郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、（1）の場所に送付すること。

（6）入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和2年6月23日（火）から同月30日（火）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後6時までとする。ただし、入札の開始日は午前11時からとし、最終日は正午までとする。

なお、郵便等による入札書の受領期限は、同月29日（月）午後5時までとする。

イ 開札日時

令和2年6月30日（火）午後1時以降

ウ 場所

（1）に同じ。

5 入札参加者に要求される事項

（1）電子入札による場合は、電子調達システムの操作マニュアル記載の方法によること。

（2）紙入札による場合は、入札書を「入札書」と明記した封筒（以下「封筒」という。）に入れ、密封して提出しなければならない。この際、仕様（入札・見積）内訳書を同封すること。

なお、封筒には必ず件名及び入札者名を記載すること。

（3）本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す機種承認を受けるための資料を4の（2）の場所に令和2年5月28日（木）午後5時までに提出すること。

（4）本件入札に参加を希望する者は、（3）の機種承認を受けた後、入札説明書で示す事前提出物を4の（1）の場所に令和2年6月11日（木）正午までに、次に示すところにより提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札を希望する者にあつては、電子調達システムで提出すること。ただし、添付ファイルの容量等により全ての書類を電子調達システムで提出できない場合においては、入札説明書で指定するものを除き、郵便等又は持参の方法により4の（1）の場所に、期限内に提出することができる。

イ 紙入札を希望する者にあつては、郵便等又は持参の方法により4の（1）の場所に提出すること。

（5）入札参加者は、（3）及び（4）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

（1）入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として電子入札書に入力又は入札書に記載する金額の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

（2）契約保証金

落札者は、契約保証金として入札見積金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 7 その他

## (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

## (2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件調達公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

## (3) 契約書作成の要否

要

## (4) 落札者の決定方法

本件調達公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

## (5) 手続における交渉の有無

無

## (6) 電子証明書

本件入札における電子入札に参加するためには、5の(4)の書類を提出するときに電子証明書が必要となること。

## (7) その他

詳細は、入札説明書による。

## 8 Summary

(1) Nature of the products to be leased: Lease and maintenance work for the integrated multifunction high speed black and white copy machines in the Tottori Prefectural Head Office

(2) June 11, 2020 noon: Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) June 30, 2020 noon: Time-limit for submission of tenders

(June 29, 2020 5:00 PM: Time-limit for submission of tenders by registered mail)

(4) Contact point for the procurement notice: Contracting Office, Contracts and Supplies Division, Accounting Office, General Affairs Department, Tottori Prefectural Government, 1-220 Higashi-machi, Tottori-shi, 680-8570, Japan

-----  
一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和2年5月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 調達内容

## (1) 借入物品の名称

東部地区納入分 複合機（カラー、高速機）

なお、括弧内の「カラー、高速機」の用語は複合機の処理能力を表すものとし、詳細は入札説明書による。

## (2) 借入物品の仕様及び数量

入札説明書による。

## (3) 借入期間

令和2年10月1日から令和6年9月30日までとする。ただし、令和3年度以降において、本件調達公告に示した借入物品に係る予算が減額され、又は成立しなかった場合には、本件調達に係る契約の全部又は一部を解除できるものとする。

なお、令和6年9月については、次回更新する複合機の搬入搬出の作業に伴い、期間満了まで設置しない

場合がある。

(4) 納入期限

入札説明書による。

(5) 納入場所

入札説明書による。

(6) 入札方法等

本件入札は、鳥取県物品電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札又は紙入札により行うものであること。

入札者は、入札説明書に示す方法に従って計算した本件調達公告に示した借入物品の年間賃借料及び年間保守料の合計額（消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）から入札見積金額に110分の10を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する金額とする。）を電子入札書に入力し、又は入札書に記載すること。

なお、この契約は、賃貸借にあつては1台1月当たりの単価、保守業務にあつては複写片面1枚当たりの単価による単価契約とする。このため落札金額が契約金額とならないので注意すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成30年鳥取県告示第519号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が事務用機器の複写機・印刷機に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であつて、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和2年5月19日（火）正午までに4の(3)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(3)の場所に必ず連絡すること。

(3) 本件調達公告の日から開札日（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件調達公告の日から開札日（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(5) 本件調達公告に示した借入物品（令和2年5月12日以降に取得するものを含む。）を自社で所有し、納入期限までに納入場所に納入できる者であつて、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

3 契約担当部局

鳥取県総務部総合事務センター庶務集中課

4 入札手続等

(1) 入札の手続に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課契約担当

電話 0857-26-7431

電子メール b\_denshichoutatsu@pref.tottori.lg.jp

(2) 仕様に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220



鳥取県総務部総合事務センター庶務集中課集中化業務担当

(3) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

(4) 入札説明書等の交付方法

入札説明書その他資料は、令和2年5月12日（火）午前11時から同年6月11日（木）正午までの間にインターネットのホームページ（物品電子調達ウェブサイト（<https://www.pref.tottori.lg.jp/denshichotatsu/>））から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和2年5月12日（火）から同年6月11日（木）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和2年6月23日（火）から同月30日（火）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後6時までとする。ただし、入札の開始日は午前11時からとし、最終日は正午までとする。

なお、郵便等による入札書の受領期限は、同月29日（月）午後5時までとする。

イ 開札日時

令和2年6月30日（火）午後1時以降

ウ 場所

(1)に同じ。

5 入札参加者に要求される事項

(1) 電子入札による場合は、電子調達システムの操作マニュアル記載の方法によること。

(2) 紙入札による場合は、入札書を「入札書」と明記した封筒（以下「封筒」という。）に入れ、密封して提出しなければならない。この際、仕様（入札・見積）内訳書を同封すること。

なお、封筒には必ず件名及び入札者名を記載すること。

(3) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す機種承認を受けるための資料を4の(2)の場所に令和2年5月28日（木）午後5時までに提出すること。

(4) 本件入札に参加を希望する者は、(3)の機種承認を受けた後、入札説明書で示す事前提出物を4の(1)の場所に令和2年6月11日（木）正午までに、次に示すところにより提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札を希望する者にあつては、電子調達システムで提出すること。ただし、添付ファイルの容量等により全ての書類を電子調達システムで提出できない場合においては、入札説明書で指定するものを除き、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に、期限内に提出することができる。

イ 紙入札を希望する者にあつては、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出すること。

(5) 入札参加者は、(3)及び(4)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として電子入札書に入力又は入札書に記載する金額の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として入札見積金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 7 その他

### (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

### (2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件調達公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

### (3) 契約書作成の要否

要

### (4) 落札者の決定方法

本件調達公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

### (5) 手続における交渉の有無

無

### (6) 電子証明書

本件入札における電子入札に参加するためには、5の(4)の書類を提出するときに電子証明書が必要となること。

### (7) その他

詳細は、入札説明書による。

## 8 Summary

(1) Nature of the products to be leased: Lease and maintenance work for the integrated multifunction high speed color copy machines in Prefectural Government Office Buildings located in East Region of Tottori Prefecture

(2) June 11, 2020 noon: Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) June 30, 2020 noon: Time-limit for submission of tenders

(June 29, 2020 5:00 PM: Time-limit for submission of tenders by registered mail)

(4) Contact point for the procurement notice: Contracting Office, Contracts and Supplies Division, Accounting Office, General Affairs Department, Tottori Prefectural Government, 1-220 Higashi-machi, Tottori-shi, 680-8570, Japan

---

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和2年5月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 調達内容

### (1) 借入物品の名称

中部地区納入分 複合機（カラー、中速機）

なお、括弧内の「カラー、中速機」の用語は複合機の処理能力を表すものとし、詳細は入札説明書による。

### (2) 借入物品の仕様及び数量

入札説明書による。

### (3) 借入期間

令和2年10月1日から令和6年9月30日までとする。ただし、令和3年度以降において、本件調達公告に示した借入物品に係る予算が減額され、又は成立しなかった場合には、本件調達に係る契約の全部又は一部を解除できるものとする。

なお、令和6年9月については、次回更新する複合機の搬入搬出の作業に伴い、期間満了まで設置しない場合がある。

### (4) 納入期限

入札説明書による。

### (5) 納入場所

入札説明書による。

### (6) 入札方法等

本件入札は、鳥取県物品電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札又は紙入札により行うものであること。

入札者は、入札説明書に示す方法に従って計算した本件調達公告に示した借入物品の年間賃借料及び年間保守料の合計額（消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）から入札見積金額に110分の10を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する金額とする。）を電子入札書に入力し、又は入札書に記載すること。

なお、この契約は、賃貸借にあつては1台1月当たりの単価、保守業務にあつては複写片面1枚当たりの単価による単価契約とする。このため落札金額が契約金額とならないので注意すること。

## 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

### (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

### (2) 平成30年鳥取県告示第519号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が事務用機器の複写機・印刷機に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であつて、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和2年5月19日（火）正午までに4の(3)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(3)の場所に必ず連絡すること。

### (3) 本件調達公告の日から開札日（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

### (4) 本件調達公告の日から開札日（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

### (5) 本件調達公告に示した借入物品（令和2年5月12日以降に取得するものを含む。）を自社で所有し、納入期限までに納入場所に納入できる者であつて、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサ

ービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

### 3 契約担当部局

鳥取県総務部総合事務センター庶務集中課

### 4 入札手続等

#### (1) 入札の手続に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課契約担当

電話 0857-26-7431

電子メール b\_denshichoutatsu@pref.tottori.lg.jp

#### (2) 仕様に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター庶務集中課集中化業務担当

#### (3) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

#### (4) 入札説明書等の交付方法

入札説明書その他資料は、令和2年5月12日（火）午前11時から同年6月11日（木）正午までの間にインターネットのホームページ（物品電子調達ウェブサイト（<https://www.pref.tottori.lg.jp/denshichotatsu/>））から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

##### ア 交付期間及び交付時間

令和2年5月12日（火）から同年6月11日（木）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

##### イ 交付場所

（1）に同じ。

#### (5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、（1）の場所に送付すること。

#### (6) 入札及び開札の日時及び場所

##### ア 入札日時

令和2年6月23日（火）から同月30日（火）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後6時までとする。ただし、入札の開始日は午前11時からとし、最終日は正午までとする。

なお、郵便等による入札書の受領期限は、同月29日（月）午後5時までとする。

##### イ 開札日時

令和2年6月30日（火）午後1時以降

##### ウ 場所

（1）に同じ。

### 5 入札参加者に要求される事項

#### (1) 電子入札による場合は、電子調達システムの操作マニュアル記載の方法によること。

#### (2) 紙入札による場合は、入札書を「入札書」と明記した封筒（以下「封筒」という。）に入れ、密封して提出しなければならない。この際、仕様（入札・見積）内訳書を同封すること。

なお、封筒には必ず件名及び入札者名を記載すること。

#### (3) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す機種承認を受けるための資料を4の(2)の場所に令

和2年5月28日（木）午後5時までに提出すること。

- (4) 本件入札に参加を希望する者は、(3)の機種承認を受けた後、入札説明書で示す事前提出物を4の(1)の場所に令和2年6月11日（木）正午までに、次に示すところにより提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札を希望する者にあつては、電子調達システムで提出すること。ただし、添付ファイルの容量等により全ての書類を電子調達システムで提出できない場合においては、入札説明書で指定するものを除き、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に、期限内に提出することができる。

イ 紙入札を希望する者にあつては、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出すること。

- (5) 入札参加者は、(3)及び(4)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

## 6 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として電子入札書に入力又は入札書に記載する金額の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

### (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として入札見積金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 7 その他

- (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

- (2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件調達公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

- (3) 契約書作成の要否

要

- (4) 落札者の決定方法

本件調達公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であつて、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

- (5) 手続における交渉の有無

無

- (6) 電子証明書

本件入札における電子入札に参加するためには、5の(4)の書類を提出するときに電子証明書が必要となること。

- (7) その他

詳細は、入札説明書による。

## 8 Summary

- (1) Nature of the products to be leased: Lease and maintenance work for the integrated multifunction middle speed color copy machines in Prefectural Government Office Buildings located in Middle Region of Tottori Prefecture

- (2) June 11, 2020 noon: Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) June 30, 2020 noon: Time-limit for submission of tenders

(June 29, 2020 5:00 PM: Time-limit for submission of tenders by registered mail)

(4) Contact point for the procurement notice: Contracting Office, Contracts and Supplies Division, Accounting Office, General Affairs Department, Tottori Prefectural Government, 1-220 Higashi-machi, Tottori-shi, 680-8570, Japan